

檀原市告示第81号
檀原市教育委員会告示第6号
檀原市選挙管理委員会告示第18号
檀原市公平委員会第2号
檀原市監査委員告示第2号
檀原市農業委員会告示第4号
檀原市固定資産評価審査委員会告示第1号
檀原市議会告示第1号
檀原市下水道部告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項の規定により、管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定めたので、同条第2項の規定に基づき公表します。

令和8年4月1日

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市教育委員会教育長 吉田 徳弘

檀原市選挙管理委員会委員長 南 秀明

檀原市公平委員会委員長 山西 賢次

檀原市監査委員 久保田 幸治

檀原市監査委員 中面 達也

檀原市監査委員 今井 りか

檀原市農業委員会会長 上田 逸朗

檀原市固定資産評価審査委員会委員長 瀧口 勇

檀原市議会議長 うすい 卓也

檀原市下水道事業の管理者の権限を行う檀原市長 亀田 忠彦

地方自治法第244条の6第1項の規定に基づき定める
管理する情報システムの利用に当たっての
サイバーセキュリティを確保するための方針

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市教育委員会教育長 吉田 徳弘

檀原市選挙管理委員会委員長 南 秀明

檀原市公平委員会委員長 山西 賢次

檀原市監査委員 久保田 幸治

檀原市監査委員 中面 達也

檀原市監査委員 今井 りか

檀原市農業委員会会長 上田 逸朗

檀原市固定資産評価審査委員会委員長 瀧口 勇

檀原市議会議長 うすい 卓也

檀原市下水道事業の管理者の権限を行う檀原市長 亀田 忠彦

1 目的

本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民の信頼の確保及び行政サービスの安定的な提供を図るため、地方自治法第244条の6第1項の規定に基づき、本市の議会、長、その他の執行機関が実施するサイバーセキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。なお、本方針における定義、対象とする脅威、適用範囲、職員等の遵守義務、情報セキュリティ対策、情報セキュリティ監査及び自己点検の実施、情報セキュリティポリシーの見直し、情報セキュリティ対策基準の策定、情報セキュリティ実施手順の策定の各項目については、以下に定めるもののほか、樫原市情報セキュリティポリシー第1章樫原市情報セキュリティ基本方針に準拠することとする。

2 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本方針が適用される行政機関は、市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び地方公営企業とする。

3 職員等の遵守義務

全ての地方公務員（一般職の職員及び会計年度任用職員並びに特別職の地方公務員のことをいい、以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

4 情報セキュリティ対策基準の策定

本方針に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項、判断基準等を定める樫原市情報セキュリティ対策基準を策定する。また、必要に応じて各行政機関においても各々の状況に応じた情報セキュリティ対策基準を策定する。

5 情報セキュリティ実施手順の策定

本方針に基づき策定する情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた櫃原市情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。また、必要に応じて各行政機関においても各々の状況に応じた情報セキュリティ実施手順を策定する。

なお、情報セキュリティ実施手順は公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。